

物件明細書

売 却 区 分 番 号	桐生市－1	見 積 価 額	金1, 570, 000円
		公 売 保 証 金	金160, 000円
財産の表示			
別紙参照			
物 件 の 位 置	・JR両毛線桐生駅の東方 直線距離 約2.7km ・桐生市役所の北東方 直線距離 約3.0km		
公 法 上 の 規 制	都市計画区分	物件1,2,4は市街化調整区域。物件5は市街化区域。物件3は両区域。	
	用途地域	準工業地域(市街化区域内のみ)	
	建ぺい率	市街化調整区域は70%、市街化区域は60%。	
	容積率	200%	
接 道 状 況	・1758番1の東側は法定外道路。		
	・1758番1の西側は建築基準法第42条1項1号道路だが、水路が介在している。		
物 件 の 概 況	地 勢	大地積地(一部傾斜地、一部やや緩傾斜)	
	画 地	間口約66m、奥行約27m	
	形 状	やや不整形	
供 給 処 理 施 設	上水道	あり	
	公共下水道	引き込み可	
	都市ガス	あり	
使 用 状 況 等	・所有者が空き地の状態で占有しています。 ・近隣は農地の間に一般住宅が多く立地している地域です。		
特 記 事 項	・近隣地域は埋蔵文化財の包蔵地等に指定されていません。 ・物件1～5は一括で公売します。 ・物件5内に未登記の物置が存在します。残置物(古い家財類)があります。 ・農地のため、入札するには買受適格証明書が必要です。入札期間に間に合うよう事前に桐生市農業委員会へ申請してください。 ・土砂災害警戒区域内(イエローゾーン、土石流、急傾斜)です。 ・上述のとおり無接道のため、建築の際には担当課へ確認する必要があります。 ・宅地造成工事規制区域内です。 ・開発許可申請が必要な場合があります。		
注 意 事 項	1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。 <u>物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、すべて買受人の責任で行ってください。</u> 4 土壌汚染やアスベスト等の専門的調査は行っておりません。 5 建物の詳細な内部状況調査、構造調査等は行っておりません。 6 敷地の埋設物、埋没物等の有無については確認を行っておりません。 7 市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 8 桐生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。(なお、入札者情報に基づき、暴力団、暴力団員等の該当の有無を関係機関に照会します。)		
そ の 他 事 項	非課税財産		
問 い 合 わ せ 先	桐生市役所 納税課 公売担当 電話 0277-32-4045		

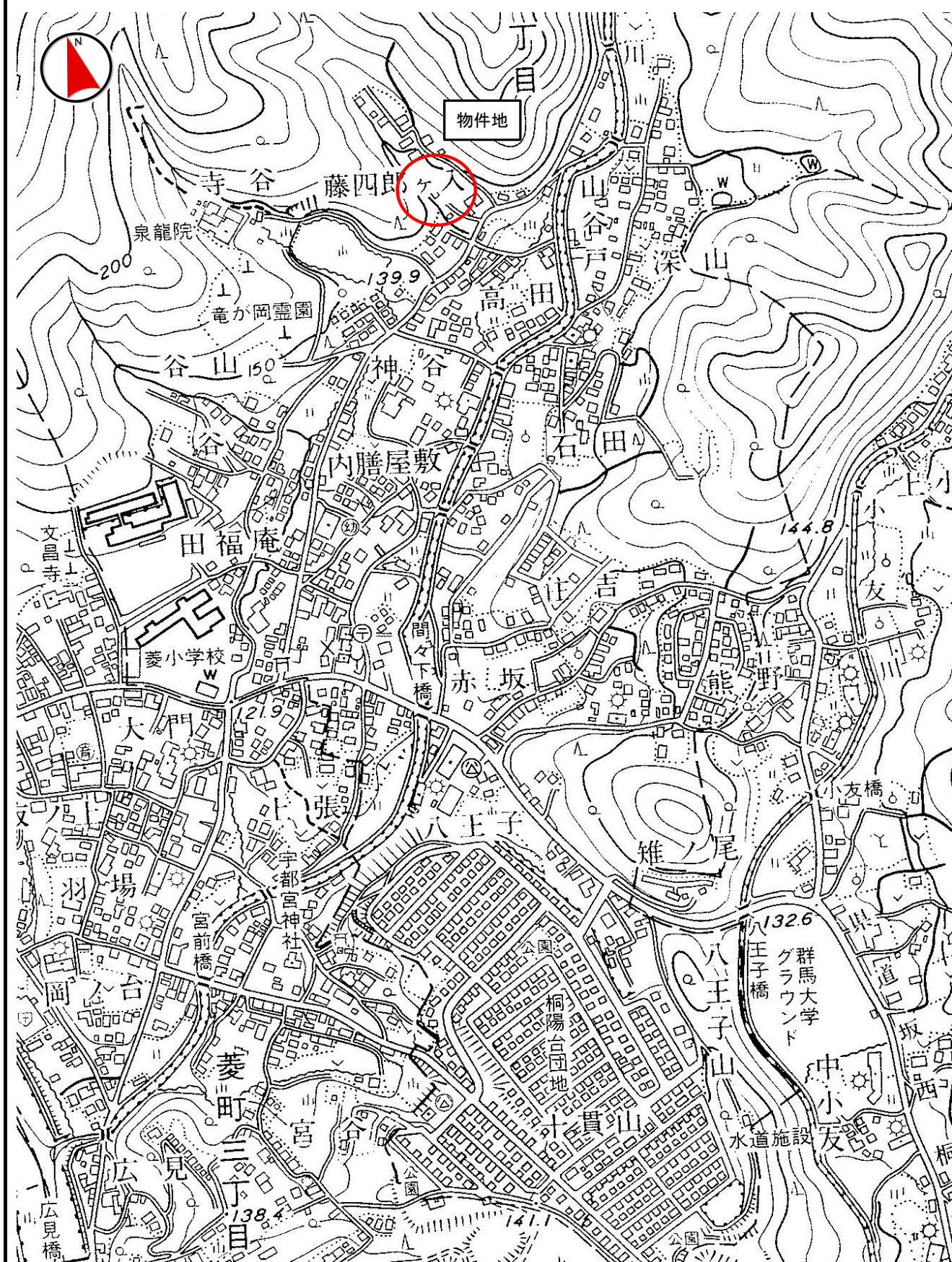
(別 紙)

売却区分番号		桐生市－1	財産の表示
1	所在地番目積	在 桐生市菱町二丁目字藤四郎ヶ入 番 1757番1 目 畑 積 300m ²	
2	所在地番目積	在 桐生市菱町二丁目字藤四郎ヶ入 番 1757番2 目 田 積 161m ²	
3	所在地番目積	在 桐生市菱町二丁目字藤四郎ヶ入 番 1757番3 目 田 積 393m ²	
4	所在地番目積	在 桐生市菱町二丁目字藤四郎ヶ入 番 1757番4 目 畑 積 578m ²	
5	所在地番目積	在 桐生市菱町二丁目字藤四郎ヶ入 番 1758番1 目 田 積 220m ²	
(以上登記簿の表示による)			

売却区分番号

桐生市-1

所在図





写真①



写真②



写真③



写真④



物件5 物置・残置物